

学園法の施行状況等の検討に向けた
国内外大学・研究機関等に対する評価の在り
方等に関する調査委託調査報告（案）

概要版

2019年1月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

1. 調査の概要について

- 沖縄科学技術大学院大学学園法においては、附則第 14 条に法律の施行から 10 年後を目途に国が法律の施行状況について検討を行い、必要な措置を講じることが規定されている。このため、内閣府においては、OIST の運営実態等に関する総合的な評価を実施することを予定している。本調査は、当該評価に係る視点の設定や論点整理、制度設計に関する基礎情報の収集を中心的な目的としている。また、補完的な情報として、比較対象となるベンチマーク機関の選定等の検討に資する基礎情報についても収集する。
- 調査項目については、国内外の大学・研究機関の評価制度を中心とした評価を行った。また、補完的に、第三者機関が作成している大学や研究機関を評価したランキングの概要や O I S T のベンチマークとなりうる大学の特徴や取組概要とした基礎情報についても調査を行った。具体的な調査対象とした制度・機関については、以下の通り【表 1】。

【表 1 調査対象一覧】

①大学・研究機関の評価制度	国立大学法人評価
	国立研究開発法人評価
	Research Excellence Framework
	Excellence in Research for Australia
②ランキング	Nature Index
	U-Multirank
③ベンチマーク	奈良先端科学技術大学院大学 (NAIST)
	北陸先端科学技術大学院大学 (JAIST)
	カリフォルニア工科大学
	韓国科学技術院 (KAIST)
	シンガポール国立大学
	インペリアルカレッジロンドン

- 調査手法については、時間や費用等の効率性も考慮し、利用可能な公開情報（インターネット、文献等）を基とする調査を実施した。

2. 大学・研究機関の評価制度の調査について

(1) 大学・研究機関の評価制度の調査概要

- 内閣府におけるOISTの評価に向けて、評価の視点の作成や評価の進め方等に係る検討の参考とするため、国内外評価制度について制度の背景や評価の目的、評価のスキームやプロセス、評価手法、評価項目、評価結果の公表の仕方などの概要を調査した【表2】。

【表2 各制度の主な特徴】

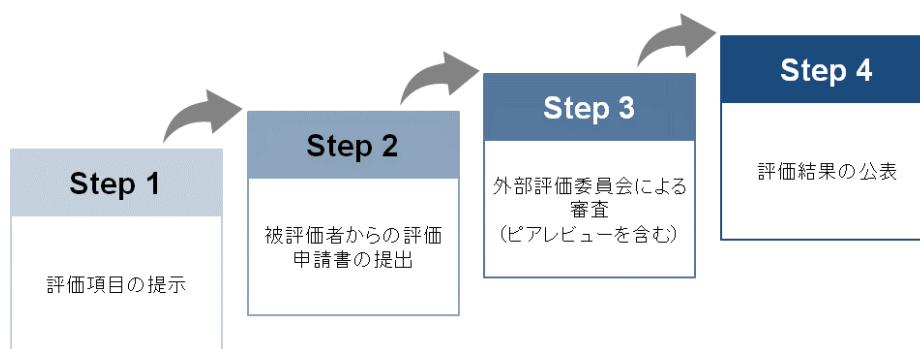
国立大学法人評価制度【日本】	各国立大学法人の質的向上、 <u>自律的改善を目的</u> に各法人が設定した一定期間の目標に基づく実績報告に関する評価を行っている。 86 法人共通の評価システムのため、体系的な評価制度である一方、個々の法人の強みを引き出すことには特化していない。
国立研究開発法人評価制度【日本】	<u>独立行政法人評価の流れを受けた制度</u> で、研究開発成果の最大化に向け、 <u>自律的改善を目的</u> に、各法人が設定した一定期間の目標に基づく実績報告に関する評価を行っている。ガバナンス部分については定量的指標を用いており、一部についても例示がある。体系的な評価制度である一方、個々の法人の強みを引き出すことには特化していない。
Research Excellence Framework (REF)【英国】	<u>研究費の配分や研究の公的投資の効果に係るエビデンス提供を主要な目的</u> としており、大学・分野ごとの特性をピアレビューによって個別に確認することに注力している。各法人は、評価申請資料として、社会に果たす <u>インパクト</u> をケーススタディーしたものを提出する。
Excellence in Research for Australia (ERA)【豪州】	豪州の研究トレンドや強みを国際的に示すことを大きな目的としており、 <u>定量的指標を活用し</u> 、大学・分野ごとの特性を REF と比べ短期間で横並び評価することを可能とする。結果の一部は、研究費配分に用いられる。

(備考) 詳細な調査概要は、「別添1-1 評価制度の目的・概要について【一覧】」、「別添1-2 大学・研究機関の評価制度から見た10年後見直しに参照しうる点」に記載。

【評価のスキーム】

- 評価のスキームについては、調査対象とした4制度において、要する期間や、各フローの詳細については異なるものの、「評価項目の提示→被評価者からの評価申請書の提出→審査→評価結果の公表」というフローの大枠は共通する【図1】。また、いずれの評価制度も外部評価委員会を設け、客観性を担保している。

【図1 評価フローのイメージ】



【評価の目的】

- 評価者の考える評価の目的は、先行研究¹⁾によれば、次の三つの用語に分類される。
 - ①「資金配分」：教育研究資金の傾斜配分、競争的配分
 - ②「改善・戦略形成支援」：評価者が大学の自律性を尊重しながら、教育研究の質向上のため、目標・計画の改善や戦略形成を支援
 - ③「アカウンタビリティ」：公的資金投入の社会（納税者）への説明責任

この分類に従えば、国立大学法人評価制度及び国立研究開発法人評価制度は、中期目標の設定や計画に対する評価を実施しており、法人の改善や戦略形成を促進することを主目的としている。一方、REFとERAは、研究予算への直接的な反映を目的のひとつとしており、資金配分よりの評価制度となっている。

【評価手法】

- 本調査においては、調査対象の各制度について、評価される対象となる機関の業績や経営等を評価する手法について比較し、次の3つの手法に分類を行った。
 - A) レーティング：定められた指標・基準により等級分けや数値化する評価手法。本調査では、定量情報が得られる指標のみを用いるものを指す。数値によって客観性を担保する。
 - B) ピアレビュー：定量的に表されるもの以外について、教育研究活動に関して高い識見を有する利害関係を有しない外部の者²⁾が専門性に基づいた審査を行う評価手法。本調査では、定性情報を中心とした評価を指す。外部性・専門性によって客観性や正当性を担保する。
 - C) 自己評価（セルフ・スタディ）：被評価者である大学等が自ら行う評価を指す。本調査では、定量情報と定性情報を組み合わせ、主観的評価でありながら、その評価の客観性や正当性を増すことを目指した評価を指す。

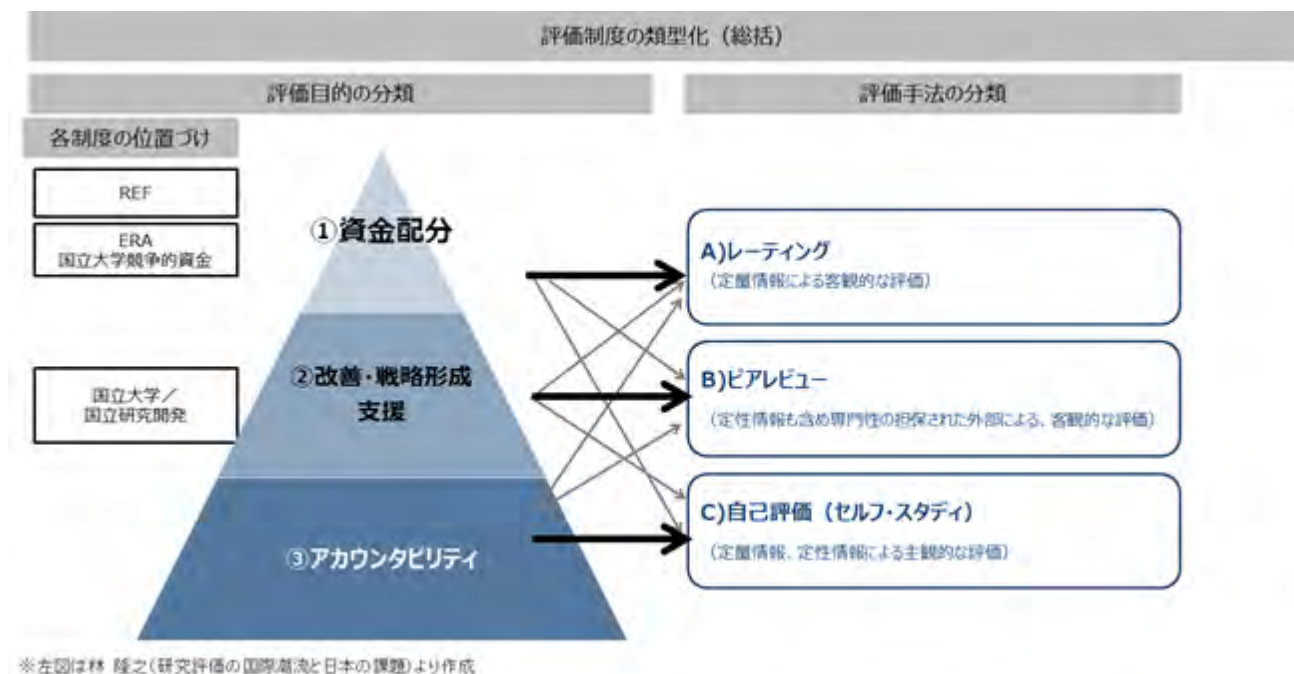
¹ 林 隆之（大学評価・学位授与機構）2014（研究評価の国際潮流と日本の課題）

² 川口 昭彦（大学評価・学位授与機構）2009 大学評価文化の展開 p85

【評価の目的と評価手法の選択について】

- 各制度をみると、基本的に三つの評価手法を組み合わせ活用しているが、どの評価手法を中心とするかは、評価制度の持つ本来の目的をふまえたバランスとなっている。【図2】
- 国立大学法人評価制度及び国立研究開発法人評価制度は、各法人が設定した一定期間の目標に対する進捗状況について、各法人から提出される実績報告を基にして評価を行っている。ピアレビューやレーティングも導入しているが、自己評価を中心としている。評価結果を用いて被評価者による自己改善や戦略形成を支援することを主たる目的としており、評価結果を用いて対象機関を比較する必要性が低いため、レーティングは重視していない。
- REF は各大学が卓越していると自身で評価する部分を中心に評価をする「強み中心」の評価であり、提出書類の記載内容も各大学の裁量に大きくゆだねられている、評価については、徹底的にピアレビューを行うことで評価結果の統一性を確保し、機関間の比較を可能としている。なお、REF では、研究成果の社会・経済・文化面のインパクトを重視³しており、これは、セルフ・ケーススタディ（各大学の提出する自己評価書類）に基づき実施している。
- ERA は定量的指標を積極的に用いることで、レーティング中心による横並びの比較（相対的な評価）を行っている。

【図2 評価の目的と評価手法の選択のイメージ】



³林 隆之（大学評価・学位授与機構）2017（研究評価の拡大と評価指標の多様化）

(2) 10年後見直しに向けた提言・参考点について

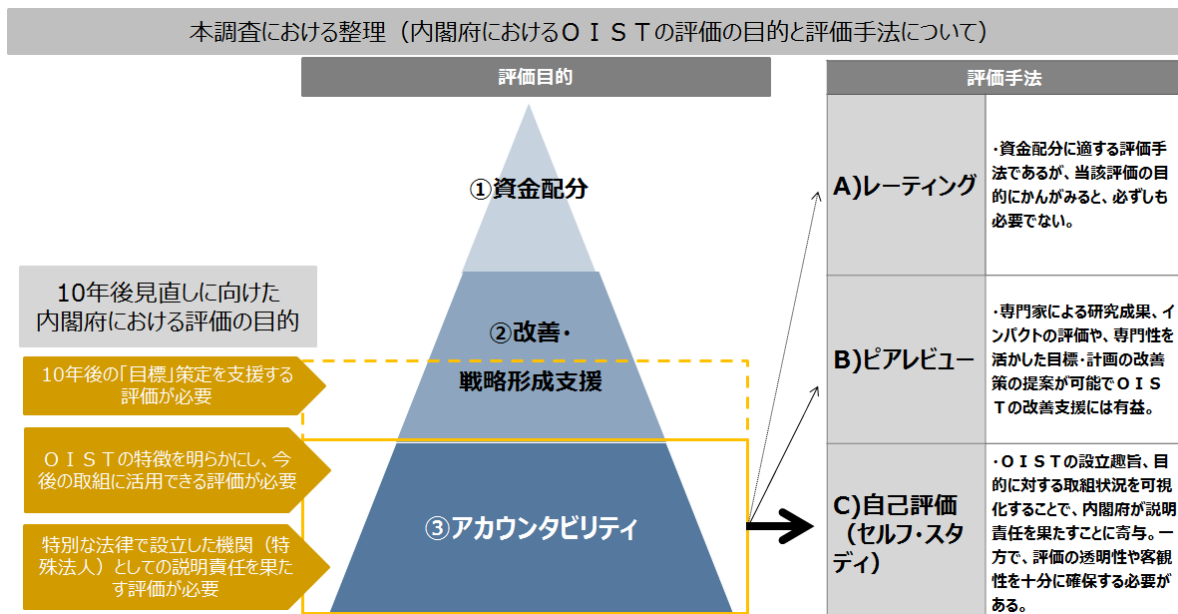
【評価の目的】

- 10年後見直しに向けた内閣府における OIST の評価は、OIST に対する財政支援のあり方その他法律の施行状況を検討するという法律上の要請から来るものである。また、特別な法人（特殊法人）として設置された OIST に対する公的支援についても、内閣府として説明責任を果たすことが求められる。このようなアカウンタビリティを遂行するという目的（③）とともに、評価活動を通じて、OIST における目標設定や計画の改善や戦略形成を支援するという目的（②）に活用することも望まれる。【図3】

【評価手法】

- 評価手法としては、OIST の設立目的を十分に踏まえ、OIST の強みや特徴を客観的に可視化しつつ、OIST におけるミッションステートメントに基づく自己評価を中心とする手法が適切と考えられる。特に専門性の高い研究成果については、ピアレビューも活用することが一般的である。10年後見直しに向けた内閣府における OIST の評価は、OIST が外部評価委員会を組織し、ピアレビューを実施する予定である。一定の客観性を担保されていることを前提として、OIST が実施するピアレビューの評価結果を内閣府の評価に活用することも検討すべきである【図3】。
- 評価トレンドを見ると、REF 制度、国立大学法人の競争的資金配分の評価等においては、各大学が「自身が強み」と捉える指標について積極的に評価することを採用している。ミッションステートメントも踏まえ自身の大学の強みと思われる「切り口」を OIST 自身が熟考することが必要となるのではないかな。

【図3 目的設定と評価手法の選択のイメージ】



【その他（評価結果の公表・活用等）】

- 内閣府における評価を OIST の自律的な改善に効率的につなげるためには、こういった強みをより伸ばせるか、こういった弱みがあるかという点を明確にすることが望ましい。国立大学法人評価制度においては、一見してどの法人にこういった強み、弱みがあるかが明瞭に把握できる結果概要を公表しており、内閣府が評価を公表する際の参考となる。【図 4】

【図 4 国立大学法人評価の評価結果公表の一例】

第 2 期中期目標期間評価結果 法人別・項目別評定一覧

法人番号	法人名	教育研究等の質の向上の状況					業務運営・財務内容等の状況				
		教	研	社	共	改	財	情	自	法	
		育	究	会	同	善	務	報	己	人	
01	北海道大学	■	■	■	-	□	□	■	□		
02	北海道教育大学	□	□	□	-	■	□	□	■		
03	室蘭工業大学	□	□	□	-	□	□	□	■		
04	小樽商科大学	□	□	□	-	□	□	□	■		
05	帯広畜産大学	□	□	■	-	■	□	□	□		
06	旭川医科大学	□	□	□	-	□	■	□	□		
07	北見工業大学	□	□	□	-	□	□	□	□		
08	弘前大学	□	□	■	-	□	□	□	□		
09	岩手大学	□	■	□	-	□	□	□	□		
10	東北大学	□	□	□	-	□	□	□	■		

(出所)国立大学法人評価委員会総会(第57回)平成29年6月6日 資料2p29より抜粋

- 国立大学法人評価制度及び国立研究開発法人評価制度においては、自己評価についても各法人のHPに公表されており、積極的に情報公開をしている。REF及びERAにおいても、評価実施前に詳細なガイドラインの提示があり、評価のプロセスが公開されており、透明性が確保されている。評価の結果だけではなく、評価の過程や過程で生じる成果物(自己評価書等)についても、積極的に公開するという観点は、内閣府が評価を公表する際の参考となる。
- REF等の海外の研究評価のトレンド⁴としては、研究成果による社会・経済・文化・環境に与える「インパクトの視点」への注目が挙げられている。OISTの研究成果が沖縄をはじめとする社会・経済・文化・環境に対しどういった影響をもたらしているかという視点も参考となるのではないか。

⁴ 脚注 3